

執行
予定

大竹市長選挙・ 大竹市議会議員補欠選挙

投票日 6月14日(日)

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

任期満了に伴う大竹市長選挙の日程が決まりました。また、大竹市議会議員に欠員が生じていることから、同日に大竹市議会議員補欠選挙を行います。

○告示日 6月7日(日)
○投票日 6月14日(日)

立候補予定者説明会

立候補の手続きなどの説明会を次のとおり行う予定です。

とき 5月8日(金) 14時から
ところ 市役所3階大会議室

大竹高校の 善行生徒を表彰

問い合わせ 青少年育成センター(生涯学習課内) ☎285680



2月13日、市青少年問題協議会による善行生徒の表彰が行われ、大竹高校生徒会と美術部、同校の藤野衣知果さん、守田瑞喜さん、宮本翠大さんに、入山市長から表彰状と記念品が贈られました。

大竹高校生徒会と美術部は、市内関係団体と連携し積極的に青少年の健全育成、被害・非行防止に関する啓発活動を行ったとして表彰されました。

また、藤野さんらは3人で下校している際に、道に迷い帰り道が分からなくなった男性を発見し、その男性に寄り添い警察に送り届けたことが人命救助にあたるとして表彰されました。

QRコードとLINEコードを掲載し、市公式ホームページと市公式フェイスブックへのリンクを提供している。

春季全国火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)

全国統一標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

期間中に行う行事(予定)

○火災予防広報のぼりの設置、ポスターの掲示、防火訪問(一般住宅など)
○立ち入り検査

対象は、市内の多くの人が出入りする建物(一般住宅)

を(除く)や危険物を取り扱う会社など

○林野火災対応合同訓練

とき 3月1日(日)8時から

内容 消防署と消防団が合同で消防訓練を実施します。

当日8時に市内一斉サイレンを鳴らしますが、火災ではありません。訓練場所付近の住民の皆さんには、通行やポンプの騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ 消防本部・署 ☎54-0119

住宅防火いのちを守る10のポイント (4つの習慣・6つの対策)

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

広報おおたけ③

CONTENTS

2026 MAR. No.1304

おおたけPRキャラクター「コイちゃん」

3月7日は消防記念日

- 02 市長選挙・市議会議員補欠選挙/善行生徒表彰
- 03 春季全国火災予防運動/林野火災注意報・警報制度
- 04 食はエンタX つくって食べるを楽しもう
- 05 『モブコン』で新しい郷土料理に挑戦
- 06 ヘルシー COOKパッと教室
- 07 食推さんになろう
- 08 広島とイタリアのコラボ
- 09 いつでも だれでも +10 (プラステン)/自殺対策強化月間

- 10 市奨学生募集/コミュニティ・スクール
- 12 こども誰でも通園制度/こども医療費助成制度 切り替え手続き
- 13 児童手当の多子加算
- 14 ちょっと早起きして朝市へ
- 16 自転車の交通違反に反則金! /年金のはなし
- 17 おおたけ・ごみ事情/栄公民館まつり・総合市民会館まつり/環境の日
- 18 消費者シリーズ/1万円相当のコイちゃんクーポン
- 19 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 募集/福祉のとびら
- 20 情報ステーション
- 24 としょかんだより
- 25 カメラスケッチPART1
- 26 4月の先取り情報ステーション
- 27 ボートレース宮島カレンダー /広告/休日診療/休日水道修理・使用開始
- 28 はじめまして/カメラスケッチPART2

掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

林野火災 注意報・警報制度が 始まります

問い合わせ 消防本部 ☎53-1048

林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、3月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します。林野火災警報発令時には、市内全域で火の使用の制限がかかります。

林野火災注意報の発令基準

次の①または②のいずれかの条件に該当する場合
①前3日間の合計降水量が1ミリ以下で前30日間の合計降水量が30ミリ以下
②前3日間の合計降水量が1ミリ以下で乾燥注意報が発表
※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合があります。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準
①または②の条件に加え、強風注意報が発表されている場合

発令時制限事項

火災予防のため、次の①から⑤までの行為に対して「火の使用の制限」がかかります。

- ①山林、原野などで火入れをしないこと
- ②煙火を消費しないこと(花火など、火工品を使用しない)
- ③屋外で火遊び、またはたき火をしないこと
- ④屋外で引火性、または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰または火粉を始末すること

林野火災注意報発令時には「努力義務」ですが、林野火災警報発令時には「義務」となります。林野火災警報発令時に制限事項に違反した場合は消防法により処罰(30万円以下の罰金または拘留)されます。

気象状況の確認
気象庁ホームページで乾燥注意報・強風注意報の発表状況や降水量などの各種気象情報を集約した「林野火災のためのポータルサイト」が開設されています。

気象庁「林野火災のためのポータルサイト」はこちらから。

注意報・警報発令時の周知方法
○防災行政無線の放送など